## 中条町・黒川村任意合併協議会会議運営規程

(趣旨)

第1条 中条町・黒川村任意合併協議会規約第6条第4項の規定により、中条町・黒川村 任意合併協議会(以下「協議会」という。)の会議の運営に関し、必要な事項を定めるも のとする。

(基本方針)

第2条 協議会は、法定の合併協議会設立の事前準備として設立するものであり、協議会の会議(以下「会議」という。)は、両町村の合併を円滑に推進する目的で運営することを基本原則とする。

(会議の公開)

第3条 会議は、原則公開とする。ただし、協議会の委員(以下「委員」という。)の過半 数の同意があったときは、非公開とすることができる。

(会長等の責務)

第4条 協議会の会長(以下「議長」という。)は副会長と連携しながら、迅速かつ能率的 に会議を運営することに努めなければならない。

(会議の開会及び閉会)

- 第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。
- 2 委員は議長の許可を得た後に発言するものとする。

(表決)

第6条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席委員の過半数をもって決する。

(会議録の整理等)

第7条 議長は、出席委員等必要な事項を記載した会議録を調整するものとする。

(会議録等の公開)

第8条 会議録及び会議に提出する資料は、原則公開とする。

(傍聴)

第9条 会議は傍聴することができる。

(傍聴人、員数の制限)

第 10 条 会議の傍聴人は、一般傍聴人及び報道関係者(以下「傍聴人」という。)とする。 ただし議長が必要と認めたときは員数を制限することができる。

(傍聴の手続)

第 11 条 会議を傍聴しようとする者は、中条町・黒川村任意合併協議会傍聴人受付簿(第 1 号様式)に必要事項を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第12条 次の各号のいずれかに該当するものは、傍聴席に入ることができない。
  - (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼす恐れのある物を携帯している者
  - (2) プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

- (3) 鉢巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章は除く。) たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。 ただし、撮影または録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者。
- (6) 酒気を帯びていると認められる者。
- (7) その他会議を妨害する恐れがあると認められる者。
- 2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は この限りでない。
  - (傍聴人の守るべき事項)
- 第13条 傍聴人は、傍聴席において次の各号を守らなければならない。
  - (1)会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
  - (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと。
  - (3) 鉢巻、腕章(報道関係者である旨を表示する腕章は除く。) たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
  - (4)飲食及び喫煙をしないこと。
  - (5) みだりに席を離れないこと。
  - (6) 携帯電話の電源を入れないこと。
  - (7) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は、会議の妨害となるような行為をしないこと。
  - (写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)
- 第14条 傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。 ただし、特に議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第15条 傍聴人は、すべて職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第16条 傍聴人は、第 3 条のただし書きの規定により会議を公開しない決定があったと きは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 傍聴人がこの規定に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第18条 この運営方針の取り扱いに疑義が生じた場合は、議長が会議に諮ってこれを定める。

附則

この規程は、平成15年12月25日から施行する。

## 中条町・黒川村任意合併協議会傍聴人受付簿

記

区分	No	氏	名	住 所
一般傍聴人	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	1 0			
	1 1			
	1 2			
	1 3			
	1 4			
	1 5			
	1 6			
	1 7			
	1 8			
	1 9			
	2 0			
報道関係者	No	氏	名	会 社 名
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			